

2008年・愛知自治体キャラバン集約資料

国保保険料（税）の事由別減免状況

目 次

市町村別保険料（税）減免実施状況一覧	1
1. 名古屋市	8
2. 豊橋市	9
4. 一宮市	10
6. 半田市	11
7. 春日井市	12
8. 豊川市	13
9. 津島市	13
10. 碧南市	14
11. 刈谷市	15
12. 豊田市	16
13. 安城市	17
14. 西尾市	18
15. 蒲郡市	19
16. 犬山市	20
17. 常滑市	21
18. 江南市	22
23. 大府市	22
24. 知多市	23
25. 知立市	24
26. 尾張旭市	24
27. 高浜市	25
28. 岩倉市	26
29. 豊明市	26
30. 日進市	27
34. 北名古屋市	28
36. 東郷町	29
39. 春日町	30
40. 大口町	30
41. 扶桑町	31
49. 東浦町	31
50. 南知多町	32
51. 美浜町	32
57. 三好町	32

発 行 愛知自治体キャラバン実行委員会

保険料(税)減免実施状況 (2007年度)

(愛知県医務国保課資料より)

1. 「条例の有無」には、保険料(税)の減免について定めた条例がある場合に○を記入する。
2. 条例のある保険者は、「減免事由」の中で該当するものに○を記入する。(複数回答可)
 - (1)「災害」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被ったとき。
 - (2)「病気」とは、納付者又は同一生計親族が病気、負傷又は盗難にあって著しく負担能力が無くなつたとき。
 - (3)「失業」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が失業して著しく負担能力が無くなつたとき。
 - (4)「収入減」とは、(2)、(3)以外の事情により前年に比べ、著しく負担能力が無くなつたとき。
 - (5)「低所得」とは、所得水準が一定以下の場合。
 - (6)「生保」とは、生活保護基準該当世帯。
 - (7)「特別事情」とは、具体的な項目ではなく、市町村長の判断で減免できる規定。
 - (8)「その他」とは、上記(1)~(7)以外の事由によるもの。
3. 「免除規定有無」は、保険料(税)賦課額の全額を免除する規定がある場合に○を記入する。
4. 「減免基準」は、2(5)に該当する場合の基準、2(5)、(6)に該当する場合の減免割合を記入する。
5. 「失業者の減免」は、2(3)、(4)、(7)、(8)の規定を準用し、失業者に対し減免できる場合に○を記入する。

市町村名	1 条 例 の 有 無	2. 減 免 事 由								3 免 除 規 定 有 無	4. 減 免 基 準	5 失 業 者 の 減 免	2007年度実績			
		(1) 災 害	(2) 病 気	(3) 失 業	(4) 収 入 減	(5) 低 所 得	(6) 生 保	(7) 特 別 事 情	(8) そ の 他				減免	減免総額 (千円)		
都道府県合計		63	63	31	32	37	14	34	40	34	33		41	201,752	2,569,631	
1 名古屋市		○	○			○	○			○	○	【低所得の減免基準】 世帯に市県民税の所得割が課されないこと 【低所得の減免割合】 2割 【その他】 事業の休廃止、世帯の市県民税所得割額5,000円以下、障害者、母子寡婦、給付制限			122,990	1,612,565
2 豊橋市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得の減免基準】 均等割・平等割のみ課税世帯 【低所得の減免割合】 7割軽減又は5割軽減該当 均等割・平等割の1割 2割軽減該当 同2割 軽減非該当 同4割 【生保】 保護を受けている期間に到来した納期限に係る納付額 【その他】 特別の事情がある者について特に必要があると認める場合	○	11,054	118,933	
3 岡崎市		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得者】 市民税非課税 5割 【生保】 減免 10割 【その他】 障害者・寡婦減免 5割	○	3,796	75,923	
4 一宮市		○	○	○		○	○	○	○	○	○	【低所得】 ①法定軽減(7・5・2割)に該当する世帯:均等割・平等割の1割を減免する、 ②①に該当しない世帯所得が200万円以下の世帯:均等割・平等割の3割を減免する 【生保】 生活保護開始以降に到来する納期にかかる税を100%減免する。 【その他】 老齢、障害、母子寡婦、給付制限	○	41,240	570,871	

市町村名	2. 減 免 事 由								3 免 除 規 定 有 無	4. 減 免 基 準	5 失 業 者 の 減 免	2007年度実績	
	(1) 災 害	(2) 病 気	(3) 失 業	(4) 収 入 減	(5) 低 所 得	(6) 生 保	(7) 特 別 事 情	(8) そ の 他				減免	減免総額 (千円)
5.瀬戸市	○	○	○	○	○		○				○	61	1,823
6.半田市	○	○	○	○	○	○	○	○		【生保】 生活保護を受ける期間に納付期限の到来する税額 【その他】 ・給付制限 ・障害者 ・母子 ・固定資産税減免 ・所得増により軽減適用のはずれた世帯 ・生活保護世帯が自立により生活保護をうけられなくなった ・公的年金の特別控除が13万円から7万円に変更されたことにより軽減判定に差が生じた	○	156	3,647
7.春日井市	○	○	○	○	○	○	○	○		【低所得】 学校教育法第25条の規定により就学援助を受けることになった世帯、その他これに類する法令の規定により給付を受けている世帯。減免割合は国保税額100分の100 【その他】 国民健康保険法第59条の規定に該当する減免(給付制限)減免割合は国保税額100分の100	○	126	7,545
8.豊川市	○	○	○	○	○	○	○	○		【低所得】 世帯の前年の所得が125万円以下又は市民税非課税世帯で、土地・家屋に係る当年度の固定資産税が25万円以下のとき、保険料の均等割額と平等割のそれぞれ15%に相当する額 【生保】 生保開始から廃止までの間の納期に係る額 【その他】 障害減免・母子減免	○	866	10,193
9.津島市	○	○	○	○	○					【低所得】 【減免基準】 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年の所得について算定した津島市国民健康保険賦課収条例第3条に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円以下 【減免割合】 当該年度にかかる保険税に100分の30を乗じた額を減免	○	2,225	28,391
10.碧南市	○	○	○	○	○	○	○	○		【生保】 全額 【その他】 老齢者・障害者・母子寡婦	○	836	3,560

市町村名	1 条 例 の 有 無	2. 減 免 事 由								3 免 除 規 定 有 無	4. 減 免 基 準	5 失 業 者 の 減 免 世帯数	2007年度実績	
		(1) 災 害	(2) 病 気	(3) 失 業	(4) 収 入 減	(5) 低 所 得	(6) 生 保	(7) 特 別 事 情	(8) そ の 他				減免	減免総額 (千円)
11.刈谷市		○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得の基準】 合計所得300万円以下。当該年度の総所得見込額が前年中の1/2以下に減少すると認められる場合 【低所得の減免割合】 所得割額の1/2を減免 (生保の減免割合) 10/10を減免 【その他の減免事由】 合計所得300万円。4/1現在、障害若しくは母子医療受給する被保険者を含む世帯		○	87	1,361
12.豊田市		○	○	○	○	○	○	○	○	【生保】 10~100% 【その他】 障害、母子寡婦、給付制限等		○	264	6,041
13.安城市		○	○		○		○	○		【その他】 国保法第59条に該当する者 収監期間中は該当者の国保税額全額減免 固定資産税減免に伴う資産割額の減免 (対象部分のみ)		○	121	1,462
14.西尾市		○	○	○	○	○	○	○	○	【低所得者】 被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される場合。(所得不明者世帯の場合を除く。) 【生保】 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の100分の10に相当する額 【その他】 西尾市市税条例(昭和43年西尾市条例第17号)第51条又は第72条の規定によつて市民税の所得割額又は固定資産税額の減免を受けた場合		○	967	5,672
15.蒲郡市		○	○	○	○		○	○	○	【その他】 国民健康保険法第59条 各号のいずれかに該当する被保険者を有する者		○	1,912	7,345
16.犬山市		○	○	○	○	○	○			【生保】 生活保護受給後に到来する納期限に係る税額		○	29	954
17.常滑市		○	○	○			○	○		【生保】 保護を受けることとなった日以降に到来する納期に係る納付額 【その他】 ・4月1日以後死亡した者を有する世帯のうち前年中の合計所得が200万円以下の世帯 ・勤労学生である者を有する世帯 ・給付制限を受けている者を有する世帯 ・災害等により死亡した者又は障害者となつた者を有する世帯			80	497

市町村名	2. 減免事由								3 免除規定有無	4. 減免基準	5 失業者の減免 世帯数	2007年度実績	
	(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情	(8) その他				減免	減免総額 (千円)
18 江南市	○ ○ ○			○ ○ ○ ○				○	【低所得】 世帯の前年所得が0円の方を基準に被保険者均等割及び世帯別平等割の100分の10を減免 【生保】 生活保護全額。	○	3,405	21,839	
19 小牧市	○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○				【生保】 10割 【その他】 障害、母子	○	425	13,082	
20 稲沢市	○ ○ ○ ○ ○				○			○	【生保】 保護開始日以降に到来する納期に係る納付額	○	2,424	17,657	
21 新城市	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								【低所得】 ①7割・5割・2割軽減に該当する資産割非課税世帯…軽減後納付額(所得割除く)の10% ②①以外の擬制世帯で、均等割、平等割のみ課税世帯…納付額の10% 【生保】 生活保護法の規定による保護又はこれに準ずる扶助を受けた場合…保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額 【その他】 納税義務者が災害により死亡、障害者となつた場合…①死亡 死亡後に到来する納期限にかかる納付額 ②障害者 障害者となつた日以後に到来する納期限に係る納付額の50%	○	1,138	3,151	
22 東海市	○ ○						○		【その他】 市長が必要と認めるとき		9	291	
23 大府市	○ ○ ○ ○					○		○		○	7	208	
24 知多市	○ ○		○		○ ○ ○				【生保の減免割合】 当該保護を受けている期間に到来する納期に係る納付額の全部 【他の減免事由】 ①知多市税条例(昭和45年知多市条例第49号)第65条の規定による固定資産税(土地及び家屋に係るものに限る。)の減免を受けた者 ②国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条の規定により給付制限を受けている者	○	7	123	
25 知立市	○ ○	○ ○		○ ○ ○	○ ○ ○ ○				【生保】 理由の発生した日以後に到来する納期に係る納付額の全額 【その他】 知立市国民健康保険税条例第15条第1項第5号によるその他市長が認めるとき必要と認める額	○	76	1,105	
26 尾張旭市	○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○				【その他】 給付制限	○	20	1,519	

市町村名	1 条 例 の 有 無	2. 減 免 事 由								3 免 除 規 定 有 無	4. 減 免 基 準	5 失 業 者 の 減 免 世帯数	2007年度実績	
		(1) 災 害	(2) 病 気	(3) 失 業	(4) 収 入 減	(5) 低 所 得	(6) 生 保	(7) 特 別 事 情	(8) そ の 他				減免	減免総額 (千円)
27 高浜市	○ ○ ○			○		○ ○ ○	○			【生保】 全額 【その他】 障害	○	28	788	
28 岩倉市	○ ○ ○			○		○ ○ ○				【生保】 所得割額の全部 【その他】 自己破産等		2	368	
29 豊明市	○ ○ ○ ○ ○				○ ○ ○ ○					【生保】 10割 【その他】 障害・寡婦(夫)	○	74	2,738	
30 日進市	○ ○ ○ ○					○ ○ ○				【その他】 寡婦、障害者	○	41	1,054	
31 田原市	○ ○					○ ○ ○ ○				【生保】 当該保護を受ける期間に到来した納期 限に係る納付額 【その他】 ①7割・5割・2割軽減該當で均等割及び 平等割のみ課税される場合、均等割及 び平等割を1割減免 ②7割・5割・2割軽減非該當で均等割及 び平等割のみ課税される場合、均等割 及び平等割を2割減免			1,128	6,729
32 愛西市	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									【低所得】 固定資産税額が1万円以下である者で、 世帯の合計所得金額が200万円以下で ある者は、当該年度の均等割額及び平等 割額の100分の10 【生保】 また、生活保護法第11条第1項1号による 扶助受給者に準ずる生活困窮者で公私 の扶助を受けると認められる者は、当該 年度において、減免の申請をした日以後 に到来する納期に係る全額	○	899	5,230	
33 清須市	○ ○ ○ ○			○ ○		○			○	【生保】 全年所得200万以下で本年が2分の1以下 前年所得:100万以下:所得割額の全額 免除 前年所得100万~200万:所得割額の2 分の1免除	○	0	0	
34 北名古屋	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									【低所得】 国民健康保険税条例第13条に規定する 減額の対象者。均等割額・平等割額の1 00分の20 【生保】 生活保護を受ける日以降の納期末到来 の保険税額の全部	○	3,369	16,116	
35 弥富市	○ ○			○		○ ○				【その他】 弥富市福祉給付金支給要綱により老人 医療一部負担金支給証の交付を受け いる者	○	1,046	8,827	

市町村名	2. 減免事由								3 免除規定有無	4. 減免基準		5 失業者の減免 世帯数	2007年度実績	
	(1) 災害	(2) 病気	(3) 失業	(4) 収入減	(5) 低所得	(6) 生保	(7) 特別事情	(8) その他		減免	減免総額 (千円)			
36 東郷町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○					【生保】 減免割合100% 【その他】 町長が必要であると認めた場合	○	9	430		
37 長久手町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○						○	13	381		
38 豊山町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○							3	139		
39 春日町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○					【生保】 当該扶助を受けている期間に到来する納期限に係る税額の全額		0	0		
40 大口町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○					【生保】 生活保護期間中に到来する納期限に係る税額の全部	○	14	268		
41 扶桑町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○					【生保】 当該扶助を受ける者について算定した税額のうち、当該扶助を受けている期間に到来する納期限内に係る税額の全部 【その他】 障害者、寡婦(夫)及び戦傷病者の所有に係る居住用固定資産(ただし、本人又はその世帯の構成員が他に固定資産を有しない場合)でその世帯の前年の総所得金額が150万円を超えないときに限る	○	23	1,043		
42 七宝町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○							0	0		
43 美和町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○							0	0		
44 萩目寺町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○							0	0		
45 大治町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○					【その他】 左記減免事由に準ずると町長が認めたも		0	0		
46 蟹江町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○					【その他】 障害・母子医療受給者及び老人保健法施行令別表に定める程度の障害の状態にある65歳以上の者、在宅寝たきり、その被保険者の均等割額の2分の1を乗じてえた金額		721	7,887		
47 飛島村	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○						○	0	0		
48 阿久比町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○					【生保】 10割		0	0		
49 東浦町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○					【生保】 生活保護を受けることとなった日以降で、申請日以降に到来する納期にかかる納付額 【その他】 左記以外で、これらに準ずると認められる者のうち、町長において必要があると認めるもの	○	3	110		
50 南知多町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○					【生保】 全額 【その他】 固定資産税の減免を受けた場合に、資産割相当額を免除		4	70		
51 美浜町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○						○	2	140		
52 武豊町	○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○					【生保】 全額 【その他】 給付制限、勤労学生	○	3	143		

市町村名	2. 減 免 事 由								3 免 除 規 定 有 無	4. 減 免 基 準	5 失 業 者 の 減 免 世帯数	2007年度実績				
	1 条 例 の 有 無											減免	減免総額 (千円)			
		(1)災害	(2)病気	(3)失業	(4)収入減	(5)低所得	(6)生保	(7)特別事情								
53:一色町	○ ○										1	79				
54:吉良町	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○									【低所得】 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額等が300万円以下で、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことにより、当該年における総所得金額等の見込額が前年中の総所得金額等の10分の5以下に減少すると認められる場合。 【生保】 保護を受けている期間に到来した納期限に係る納付額	○	0	0			
55:幡豆町	○ ○					○ ○ ○		【その他】 困により生活のために公私の扶助を受けれる者			2	49				
56:幸田町	○ ○	○				○ ○ ○		【その他】 障害者、母子寡婦、給付制限	○	10		97				
57:三好町	○ ○ ○ ○ ○				○ ○	○		【生保】 当該生活扶助を受けることとなった日以後に到来する納期に係る保険税の額の全部	○	7		899				
58:設楽町	○ ○										0	0				
59:東栄町	○ ○										0	0				
60:豊根村	○ ○										0	0				
61:音羽町	○ ○		○		○						26	138				
62:小坂井町	○ ○				○	○					1	70				
63:御津町	○ ○				○						2	80				

名古屋市

国民健康保険条例減免額の事由別状況

区分	19年度 (2007年度)		減免の要件
災害	世帯 93	円 3,072,457	居住する家屋が罹災
所得激減	7,309	371,993,940	世帯の前年の所得が1000万円以下で、見込み所得が前年の8/10以下かつ264万円以下に減少
給付制限	57	1,466,426	刑務所等に入っているため給付が受けられない
事業休廃止	10	1,234,489	事業休廃止により世帯の所得が赤字見込み
社会的弱者	16,126	186,374,646	障害者、65歳以上、寡婦、寡夫で市県民税の所得割非課税
低所得	3,771	57,518,105	世帯の全員が市県民税の所得割非課税
老齢	71,827	1,025,969,198	75歳以上で世帯の市県民額が5万円以下かつ ・世帯の所得が7割、5割減額の基準所得以下 (均等割の10割) ・75歳以上の者が市県民税所得割非課税 (均等割の3割)
特別軽減	32,605	118,493,749	世帯の市県民税額計が5000円以下
計	131,798	1,766,123,010	

豊橋市国民健康保険税 減免・軽減状況

年 度 区 分	生活保護 所得割減免 資産割減免	減 免 理 由 别						合 計
		災害	疾病	失業	事業廃止	5割該当者 7割該当者	軽減2割 均等割・ 該当者 平等割のみ	
1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	10号
36	1	1	18	21	9,037	729	1,580	963
平成19年度	456,900	29,500	20,200	991,000	943,500	64,738,250	8,922,805	34,243,220
							35,342,970	3,136,300
								243,200
								149,067,845

(9)

2. 1月 手

国民健康保険税減免対象世帯の状況(医療分)

平成19年度		
	世帯数	減免額(千円)
災害等		
上記以外の災害	35	2,306
貧困による公私扶助		
所得の減少	326	12,023
生活保護	0	0
老齢者	7,842	96,137
障害者	732	8,969
母子寡婦	120	1,785
給付制限	39	701
長期療養	5	206
低所得	42,831	667,805
その他特別事情	14	178
上記項目以外	0	0
合計	51,944	790,110

低所得の内訳

(7(6)割)+1割	17,409	131,089
(5(4)割)+1割	2,682	30,300
(2割)+1割	4,292	40,148
3割	18,448	466,268
合計	42,831	667,805

6. 年度

平成19年度減免適用集計表

減免事由		件数	金額
1	所得が5割以下に減少した者	65	3,168,900
2	給付制限を受けている者	9	251,700
3	生活保護の適用	5	15,800
4	障害者	28	518,800
5	6か月以上の入院	2	39,900
6	生活保護の適用を廃止した者	14	215,400
7	母子家庭等医療受給者証の交付を受けている者	97	1,230,900
8	固定資産税の減免を受けた者	3	61,800
9	所得増により軽減の適用ができなくなった世帯	4	41,100
10	災害により障害者となった者	0	0
11	災害により住宅、家財に損害を受けた世帯	2	25,000
12	その他(公的年金特別控除他)	4	70,000
計		233	5,639,300

保険料(税)減免状況(平成19年度実績)

様式10-1

保険者番号 7 保険者名 春日井市

	規定の有無	規定の種類	規 定 名	申請の要否	減免世帯数	減免額
(1) 災害等	○	条例 規則	要綱その他 春日井市国民健康保険税減免取扱基準第1項	○	0	円 0
(2) 災害等 ((1)以外)	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第1項	○	1	123,900
(3) 病気	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第3項	○	14	1,093,100
(4) 失業	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第2項	○	27	1,714,000
(5) 収入減	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第2項	○	50	3,176,500
(6) 低所得	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第4項	○	0	円 0
(7) 生保						
(8) 老齢者	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第5項	○	0	円 0
(9) 声害者	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第5項	○	18	784,700
(10) 母子寡婦	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第5項	○	10	436,000
(11) 給付制限	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第6項	○	4	86,000
(12) 特別事情	○	○	春日井市国民健康保険税減免取扱基準第7項	○	2	130,800
(13) その他						
			合 計		126	7,545,000

減免 (6) 低所得は春日井市国民健康保険税減免取扱基準第4項において、学校教育法第25条の規定により就学援助をうけたこととなつた世帯、その他これに類する法令の規定により給付を受けた場合に減免する。減免割合は100分の100

(12) 資産割課税対象の土地に、地区の組合が管理する共有所有地（組合員から選任し5年間の委任契約で登記名義人となる）が含まれており、この共有名義に係る資産割課税を減免する。

(13) 項 目 該当なし

記入上の注意

① この調査票は、平成19年度において条例等により保険料(税)の減免を規定しているものについて記入すること。(申請の要否)欄は、要の場合に○を記入すること。(減免の実績がない場合でも規定があれば記入すること。)

② 「規定の有無」、「規定の種類」欄は、有の場合、○を入力すること。

③ 「減免事由は下記のとおり区分すること。

「(1)(2)災害等」とは、風水害、冷害等の災害によって納付者がその財産につき甚大な損害を被った場合に減免するもの。

「(1)(2)特別の事情」欄は、(1)～(12)以外の事由により減免するもの。

「(1)特別の事情」欄は、(1)～(12)の具体的な事情について記入すること。

「(2)その他の事情」欄は、(13)の項目欄に記入するとともに、その特別の事情の詳細について記入すること。

「(3)病気」欄は、納付者又はその者と生計を一にする親族が病気、負傷又は監禁にあって著しく負担能力が無くなつた場合に減免するもの。

「(4)失業」欄は、納付者又はその者と生計を一にする親族が失業して著しく負担能力が無くなつた場合に減免するもの。

「(5)収入減」欄は、例えば失業等により前年比べて著しく負担能力が無くなつた場合に減免するもの。

「(6)低所得」欄は、所得水準が一定以下の場合に減免するもの。

「(7)生保」欄は、生活保護基準該当世帯について減免するもの。

「(12)特別事情」欄は、例えば「その他の事情により減免できるもの」。

「(13)その他の事情」欄は、(1)～(12)以外の事由により減免するもの。

④ 「(12)特別の事情」欄で減免を行つた場合は、(12)の項目欄に記入するとともに、その種類毎に内訳を記入すること。

⑤ 「(13)その他の事情」欄で減免を実施している場合は、(13)の項目欄に記入するとともに、(6)低所得」「(7)低所得」「(12)特別の事情」欄に記入すること。

⑥ 「減免基準」には、「(6)低所得」に該当する場合にその基準を記入するとともに、(2)の「災害等による減免額」との合計額と一致すること。

⑦ 「減免基準」の合計欄は、平成19年度国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(2)の「災害等による減免額」との合計額と一致すること。

⑧ 減免を規定した条例・規則・要綱等の写しを添付すること。なお、写しについてはA.4版すること。

資料

⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2008年度分)

○障害者、母子・寡婦・父子及び拘禁減免

120件 3,020,800円

○低所得者減免

746件 7,172,600円

⑧国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

別添のとおり 条例については昨年と同じ

9. 津島市

国民健康保険税減免件数

19年度

	件数	金額
災害	0	0
低所得者減免	2,508	31,329,100
リストラ減免	82	3,573,100
合計	2,590	34,902,200

18年度

	件数	金額
災害	3	365,500
低所得者減免	2,613	32,067,600
リストラ減免	62	2,727,600
合計	2,678	35,160,700

平成19年度 国民健康保険税 減免実施状況

件数 円

(1)	災害等		
(2)	災害等((1)以外)	1	92,100
(3)	病気	4	63,700
(4)	失業	6	205,900
(5)	収入減		
(6)	低所得		
(7)	生保	3	55,000
(8)	老齢者	176	554,550
(9)	障害者	447	1,703,910
(10)	母子寡婦	196	781,040
(11)	給付制限	3	103,800
(12)	特別事情		
(13)	その他		
合 計		836	3,560,000

規定ナシ

※事業状況調査第2回 様式10-1より

19年度減免集計表

	件 数		減 免 額		
	全 体	介護(再掲)	医療分	介護分	合 計
一般	災 害	0	0	0	0
	生活保護	16	7	189,328	24,769
	所得減少	0	0	0	0
	心身障害	36	14	613,300	58,740
	母子家庭	24	8	432,200	18,480
	その他	1	0	30,428	0
	合 計	77	29	1,265,256	101,989
					1,367,245
退職	災 害	0	0	0	0
	生活保護	1	1	4,674	1,249
	所得減少	0	0	0	0
	心身障害	6	5	84,000	15,300
	母子家庭	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	合 計	7	6	88,674	16,549
					105,223
混合一般	災 害	0	0	0	0
	生活保護	0	0	0	0
	所得減少	0	0	0	0
	心身障害	9	4	78,600	9,600
	母子家庭	1	1	16,800	2,880
	その他	0	0	0	0
	合 計	10	5	95,400	12,480
					107,880
混合退職	災 害	0	0	0	0
	生活保護	0	0	0	0
	所得減少	0	0	0	0
	心身障害	9	4	75,600	11,400
	母子家庭	1	0	12,000	0
	その他	0	0	0	0
	合 計	10	4	87,600	11,400
					99,000
一般退職 内 許	一般	77	29	1,360,656	114,469
	退職	7	6	176,274	27,949
	混合	10	5	-	-
	合 計	94	40	1,536,930	142,418
					1,679,348
事由別計	災 害	0	0	0	0
	生活保護	17	8	194,002	26,018
	所得減少	0	0	0	0
	心身障害	51	29	851,500	95,040
	母子家庭	25	9	461,000	21,360
	その他	1	0	30,428	0
	合 計	94	46	1,536,930	142,418
					1,679,348

(注意)混合の介護分の件数については、一般と退職に両方介護分がある場合、一般退職内訳の件数が実際の件数と異なる(ダブルでカウントされるため)

(2) 扶助

平成19年度 国民健康保険税 減免状況

(単位:円)

	世帯数	減免額
(1) 災害等	0	0
(2) 災害等(1)以外	2	85,500
(3) 貧困による公私扶助	0	0
(4) 所得の減少	0	0
(5) 事業の休廃止等	3	454,400
(6) 老齢者	0	0
(7) 障害者	148	3,277,102
(8) 母子寡婦	109	1,791,400
(9) 給付制限	0	0
(10) 長期療養	11	1,208,400
○ (11) 低所得	0	0
(12) (1)～(11)以外	0	0
(13) その他特別事情	15	1,103,500
合計	288	7,920,302

扶助

一 部 負 担 金 減 免 実 施 状 況 (平 成 1 9 年 度)

保険者 番号	市町村 保険者名	制度 有無	有の場合は根拠					減免基準	規定期 限有無	失業者 に対する 減免 申請件数	減免 実施件数	減免総額 (千円)	全額免除件数 免除総額 (千円)	除葉施件数 免除総額 (千円)	19年度実績
			条例	規則	要綱	その他	災害								
13	安城市	○								○	○	○	○	○	○

(17)

(記入上の注意) は、国民健康保険法第44条に基づく一部負担金の減免制度を施行している場合に○を記入すること。

- 「制度有無」には、減免制度の実施有無に該当するものに○を記入すること。
- 「他の場合には、減免制度の実施有無に○を記入すること。
(該当事由に該当する場合は、○を記入すること。)
- 「災害」とは、風水害、台風等の災害によって被付ける者がその財産につき甚大な損害を被った場合に減免するもの。
- 「病気」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が病気、負傷又は落難にあって暫く負担能力が無くなつた場合に減免するもの。
- 「特種労働者又はその者と生計を一にする親族が特種労働者として暫く負担能力が無くなつた場合に減免するもの。
- 「収入減」とは、(2)、(3)以外の事情により前年に比べ、著しく負担能力が減免するもの。
- 「低所得」とは、所持水池が一定以下の場合は、所持水池が一部負担金の減免するもの。
- 「特別事情」とは、生活保護基準相当世帯について減免するもの。
- 「その他」とは、例えは(7)以外の事由に該当するもの。

4. 「免除規定有無」には、(7)以外の事由に該当するもの。

5. 「減免基準」には、3(5)に該当する場合は、その基準を記入すること。

6. 「失業者に対する減免」には、減免の申請件数を記入すること。

7. 「減免申請件数」には、(8)の規定を適用すること。

8. 「減免実施件数」には、(8)の規定を受けた件数を記入すること。

9. 「減免総額」には、減免した金額(基準)を記入すること。

- 「免除規定有無」には、一部負担金について一部減免した実施件数及び一部負担金総額を記入すること。
- 「免除実施件数」免除総額には、一部負担金には、一部負担金について全額免除した実施件数及び一部負担金総額を記入すること。

14. 西尾市

14. 西尾市

		18年度	19年度
生活保護	1号 (件) (全額)	1 1,600	0 0
市民税・資産税の減免 (税減免の相当額)	2号 (件) (相当額)		
災害により損害 (30%以上、所得600万以下)	3号 (件) 5~10割		
6月以上傷病にて生活苦 (所得300万以下、前年1/2以下)	4号 (件) 所得割5割		
失業・廃業にて生活苦 (所得300万以下、前年1/2以下)	5号 (件) 所得割5割	1 57,500	2 137,800
均等・平等割のみ課税 (1割減免で14,700円)	6号 7号(件) (1割)	1,060 5,925,200	1,142 6,466,200
その他、特別な理由 (拘禁(刑務所)、遭難等)	8号 (件)	5 42,500	1 49,200
計	(件)	1,067	1,145
	円	6,026,800	6,653,200

国民健康保険税の減免状況

	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
13年度		1	44,000		3	7,000	21	869,200
14年度		3	451,100		3	1,500	30	1,270,100
15年度		1	36,300				11	836,900
16年度		1	27,000				14	750,600
17年度					31	1,152,100	7	357,700
18年度		1	8,000				34	3,076,000
19年度					2	4,700	31	1,501,900
							56	2,553,900
								5
								479,500
								2,146
								6,018,870
								2,207
								9,052,270

1号：災害により障害となつたもの

2号：住宅又は家財につき損害をうけたもの（火災等）

3号：貧困により公私の扶助をうけたものの

4号：災害等で固定資産税の減免を受けたもの

5号：給付制限を受けていたもの（拘置所での収監）

6号：前年中の所得が300万円以下の世帯で、当該年度の所得が前年の10分の7以下のもの

7号：軽減世帯等で固定資産税額（居住用資産割のみ）が2万円未満のもの

(参考)

6号内訳	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
生計の中心者が長期療養(6ヶ月以上。ただし、入院は3月以上)	2件	149,800	2件	105,600	1件	55,600
事業の休・廃止	1件	118,100	2件	59,400	3件	157,400
リストラ・倒産による離職(自己都合を除く)	8件	569,000	10件	585,600	2件	93,500

5
シナ
カイ
アリ
フ

(一)
9

◆平成19年度 国民健康保険税減免状況

減免事由	件数	減 免 額
所得の大幅な減少	11	497,500
雇用保険受給（失業）	11	261,300
長期療養	2	177,500
災害		
生活保護	5	42,200
その他特別事情		
合計	29	978,500

平成19年度国民健康保険税减免集計表

		一般		退職		計	
		世帯	金額	世帯	金額	世帯	金額
生活保護 5条1号	医療	9	75,900	2	50,200	11	126,100
	介護	4	6,200	1	8,400	5	14,600
死 亡 5条3号	医療	71	421,200	14	155,400	85	576,600
	介護	4	4,800	3	8,400	7	13,200
給付制限 5条5号	医療	0	0	0	0	0	0
	介護	0	0	0	0	0	0
火 災 5条8号	医療	0	0	1	32,900	1	32,900
	介護	0	0	0	0	0	0
火 災 5条9号	医療	0	0	0	0	0	0
	介護	0	0	0	0	0	0
2割減免 5条6号	医療	0	0	0	0	0	0
	介護	0	0	0	0	0	0
計	医療	80	497,100	17	238,500	97	735,600
	介護	8	11,000	4	16,800	12	27,800
合 計		88	508,100	21	255,300	109	763,400

18. 江南市

国民健康保険税減免状況

区分	H19年度		備考
	件数	金額	
所得減少	9件	316,472円	
病気療養	7件	190,533円	
福祉減免	533件	6,008,975円	
所得0減免	3,124件	18,942,745円	
合計	3,673件	25,458,725円	

23. 大府市

国民健康保険税減免事由別適用件数・金額一覧

減免事由	適用件数	金額
1 長期療養		
2 失業(雇用保険基本手当受給)	7	208,000
3 災害(所得割)		
4 災害(土地)		
5 災害(家屋)		
6 その他		

24. 知多市

国保保険税減免事由別適用件数・金額一覧 (H19年度)

減免事由	適用件数	金額
当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者(前年中の総所得金額等が100万円以下の場合)	1件	29,300円
当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者(前年中の総所得金額等が100万円を超える場合)	4件	78,800円
知多市税条例第65条の規定による固定資産税の減免を受けた者	2件	28,600円
合計	7件	136,700円

25. 知立市

平成19年度国保税減免内訳

減免理由	医療分		介護分		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
所得減少	19	620,000	10	52,100	29	672,100
災害死亡・障害者					0	0
災害損害	2	457,200			2	457,200
固定資産税減免	61	484,446	17	21,518	78	505,964
給付制限	13	312,500	11	47,600	24	360,100
生活保護					0	0
その他市長が特に認めるもの					0	0
計	95	1,874,146	38	121,218	133	1,995,364

26. 尾張旭市

平成19年度 国保税減免一覧

	件数	減免額(円)
病気療養	8	873,900
失業	13	943,800
計	21	1,817,700

国保加入者の減免状況

別添 資料 (6)

平成19年度国民健康保険税の減免の状況(平成19年4月～平成20年3月)

(単位:件・円)

減免事由	減免の額	医療分		介護分	
		件数	減免額	件数	減免額
2 世帯主等の前年中における合計所得金額(高浜市税条例施行規則(昭和53年高浜市規則第1号)第5条第1項の表中第2号に規定する合計所得金額をいう。以下この表において同じ。ただし第7号を除く。)の合計額が300万円以下で当該年中における合計所得金額の見込額が前年中における合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者であつて当該世帯の世帯員の市民税所得割額の合計額が6万円を超えない者	所得割額の2分の1に相当する額	1	42,100	1	400
3 世帯主等の前年中における合計所得金額の合算額が300万円以下で負傷又は疾病により6月以上の療養を要すると医師の診断を受けた者	当該理由が発生した日から当該理由が消滅した日までの間に到来する納期に係る納付税額の2分の1に相当する額	7	376,350	3	15,150
4 世帯主等の前年中における合計所得金額の合算額が300万円以下で高浜市税条例施行規則第5条第1項の表中第4号に該当する者	所得割額の2分の1に相当する額				
5 世帯主等の前年中における合計所得金額の合算額が300万円以下で生計の中心となっていた被保険者で死亡した者	死亡後に到来する納期に係る納付税額の2分の1に相当する額				
7(1) 災害により、被害を受けた世帯主等の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害の金額(保険金及び損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下この表において同じ。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満の者	災害を受けた日以後に到来する6期分(災害の日の属する年度及びその翌年度)の納期に係る納付税額からそれぞれ次に相当する額				
イ 世帯主等の前年中における合計所得金額(高浜市税条例施行規則第6条第1項の表中第4号に規定する合計所得金額をいう。以下この号において同じ。)の合計額が500万円以下の者	納付税額の2分の1に相当する額				
8 高浜市税条例第65条の規定による固定資産税額(土地及び家屋)の減免を受けた者	減免を受けた固定資産税額による資産割額に相当する額	24	262,800	5	9,800
9 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第59条各号のいずれかに該当する者	国民健康保険法第59条各号に該当する期間に係る納付税額に相当する額	4	167,300	1	2,800
10 前各号に定める者のほか、市長が特に必要があると認める者	市長が必要と認める額				
合 計		36	848,550	10	28,150

28、岩倉市

国保保険税减免事由別適用件数・金額一覧

2007年度実績

減免事由	適用件数(件)	減免金額(円)
災害(火災)	2	61,000
所得減少	1	100,200
その他特別な事由	10	1,172,500

29、曾明市

国保税减免内容

適用区分	平成18年度			平成19年度		
	件数	減免申請額	構成比	件数	減免申請額	構成比
①災害(3割~5割)	0	0		0	0	
②災害(5割以上)	0	0		0	0	
③生活保護	4	25,700	0.8%	2	13,400	0.3%
④長期療養	0	0		0	0	
⑤失業、廃業	34	2,509,300	77.3%	37	2,751,300	70.9%
⑥障害、寡婦等	29	709,800	21.9%	44	1,114,100	28.7%
計	67	3,244,800	100.0%	83	3,878,800	100.0%

30. 1月

平成19年度減免件数及び金額一覧表

減免事由	2	3	3-2	3-3	5	6	7	総計
件数	10	1	5	5	3	4	14	42
合計	504,900	12,300	161,200	85,500	145,000	9,500	136,300	1,054,700

減免事由
2・国保法第59条の給付制限(刑務所等での拘禁)を受けた場合
3-1・失業等で所得が前年の半分以下と見込まれる場合(減免額100分の50)
3-2・失業等で所得が前年の半分以下と見込まれる場合(減免額100分の30)
3-3・失業等で所得が前年の半分以下と見込まれる場合(減免額100分の10)
4-1・長期療養者で所得が前年の半分以下と見込まれる場合(減免額100分の50)
4-2・長期療養者で所得が前年の半分以下と見込まれる場合(減免額100分の30)
4-3・長期療養者で所得が前年の半分以下と見込まれる場合(減免額100分の10)
5-1・災害により生じた損害金額が全家財の3割以上の場合(減免額100分の50)
5-2・災害により生じた損害金額が全家財の3割以上の場合(減免額100分の30)
5-3・災害により生じた損害金額が全家財の3割以上の場合(減免額100分の10)
5-4・災害により生じた損害金額が全家財の5割以上の場合(全部)
5-5・災害により生じた損害金額が全家財の5割以上の場合(100分の50)
5-6・災害により生じた損害金額が全家財の5割以上の場合(100分の30) 分の20)
7・納税義務者が寡婦又は寡夫であり、18歳未満の扶養親族を有し、前年中の総所得が200 万円以下である場合(100分の20)
8・その他特別な事情があると認められる場合(必要と認める額)

保険料(税)減免状況

保険者番号	91	保険者名	北名古屋市
-------	----	------	-------

規定の種類	規定の種類	規定期名	申請の要否	減免世帯数	減免額
条例「要綱その他」	条例「要綱その他」	国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○	2	106,300 円
(1) 災害等	○ ○ ○	国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○	2	106,300
(2) 災害等 ((1)以外)	○ ○ ○	国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○	2	106,300
(3) 病気		国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○	10	292,300
(4) 失業	○ ○ ○	国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○	1	31,900
(5) 収入減	○ ○ ○	国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○	3,353	15,618,420
(6) 低所得	○ ○ ○	国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○	2	14,900
(7) 生保	○ ○ ○	国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○		
(8) 老齢者					
(9) 障害者					
(10) 母子寡婦					
(11) 給付制限					
(12) 特別事情	○ ○ ○	国民健康保険税条例第14条の2 施行規則第3条	○	1	52,600
(13) その他		合計		3,369	16,116,420

(12) 「収入減」による減免規定には該当しないが、病気等により収入が少なく、保険税の納付が困難なため。

(12) の具体例

記入上の注意
 ① この調査票は、平成19年度において条例等により保険料(税)の減免を規定しているものについて記入すること。「申請の要否」欄は、要の場合に○を記入すること。(減免の実績がない場合でも規定があれば記入すること。)

② 「規定の有無」「規定の種類」欄は有の場合、○を記入すること。

③ 減免事由は下記のとおり区分すること。
 「(1)(2)災害等」とは、風水害、台風等の災害によるもの。
 「(1)災害等」は、国庫負担金の算定省令第4条第3項の規定によつて特別調整交付金の交付事由となつたものを記入し、「(2)災害等」に記入すること。

「(3)病気」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が病気、負傷又は盗難にあつて著しく負担能力が無くなつた場合に減免するもの。

「(4)失業」とは、納付者又はその者と生計を一にする親族が失業して著しく負担能力が無くなつた場合に減免するもの。

「(5)収入減」とは、例えば失業等により前年に比べ、著しく負担能力が無くなつた場合に減免するもの。

「(6)低所得」とは、所得水準が一定以下の場合に減免するもの。

「(7)生保」とは、生活保護基準該当世帯について減免するもの。

「(12)特別事情」とは、例えば「その他の特別の事情により減免するもの」。

「(13)その他」とは、(1)～(12)以外の事由により減免するもの。
 「(12)特別の事情」として減免を行つた場合は、(12)の具体的な事情の詳細に記入するとともに、「その特別の事情の詳細について」に直近の事例について具体的に記入すること。
 ④ 「(13)その他」で減免を行つている場合は、(13)の具体的な事情の詳細に記入するとともに、「その特別の事情の詳細について」に直近の事例について具体的に記入すること。
 ⑤ 「(13)その他」で減免を実施している場合は、(13)の項目欄に減免事由を記入し、その種類毎に内訳を記入すること。
 ⑥ 「(6)低所得」に該当する場合にその基準を記入するとともに、「(6)低所得」「(7)生保」に該当する場合にその基準を記入するとともに、「(6)低所得」「(7)生保」に該当する場合にその基準を記入すること。
 ⑦ 「減免基準」には、「(6)低所得」に該当する場合にその基準を記入するとともに、「(6)低所得」「(7)生保」に該当する場合にその基準を記入すること。
 ⑧ 「減免額」の合計欄は、平成19年度国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(2)の「災害等による減免額」と「その他減免額」との合計額と一致すること。

別表

36 東郷町

(19年度実績)

国民健康保険税减免基準表

減 免 対 象 者	減 免 額	
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受ける者	全額	
前年中の世帯の合計所得金額が、失業又は休廻業により当該年中の世帯の合計所得金額の見込額が前年中の世帯の合計所得金額の2分の1以下になると見込まれる者	前年中の世帯の合計所得金額が100万円未満の者	所得割額全額
	前年中の世帯の合計所得金額が100万円以上200万円未満の者	所得割額の100分の50に相当する額
	前年中の世帯の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	所得割額の100分の30に相当する額
災害により、自己(その世帯に属する被保険者を含む。以下同じ。)の所有に係る住居又は家財について生じた損害金額(保険金又は損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ。)がその価額の10分の3以上10分の5未満の者	前年中の世帯の合計所得金額が500万円以下の者	100分の50に相当する額
	前年中の世帯の合計所得金額が500万円を超える750万円以下の者	100分の25に相当する額
	前年中の世帯の合計所得金額が750万円を超える1,000万円以下の者	100分の12.5に相当する額
災害により、自己の所有に係る住居又は家財について生じた損害金額がその価額の10分の5以上の者	前年中の世帯の合計所得金額が500万円以下の者	全額
	前年中の世帯の合計所得金額が500万円を超える750万円以下の者	100分の50に相当する額
	前年中の世帯の合計所得金額が750万円を超える1,000万円以下の者	100分の25に相当する額
被保険者が長期療養を要する(現に継続して6月以上療養中の者、又は継続して6月以上療養を要すると認められる者)のうち前年中の世帯の合計所得金額が2分の1以下になると見込まれる者	前年中の世帯の合計所得金額が100万円未満の者	所得割額全額
	前年中の世帯の合計所得金額が100万円以上300万円未満の者	所得割額の100分の50に相当する額
	前年中の世帯の合計所得金額が300万円以上500万円未満の者	所得割額の100分の30に相当する額
その他特別の事情がある者	町長が適當と認めた額	

合計 9件
460,600円

39. 春日町

国民健康保険税減免事由別適用件数

	適用事由	件数	金額
平成18年度	所得減少	2件	43,700円
平成19年度	所得減少	3件	64,000円

40 大口町

平成18年度 国民健康保険税 減免の状況

所得の減少	件数	減免額
前年所得100万円以下、 2分の1以下に減少	2	56,900円
前年所得200万円以下、 2分の1以下に減少	2	40,100円
前年所得300万円以下、 2分の1以下に減少	2	34,300円
前年所得400万円以下、 2分の1以下に減少	1	62,000円
計	7	193,300円

雇用保険法の規定により 基本手当の受給資格有	件数	減免額
前年所得100万円以下	1	800円
前年所得300万円以下	1	11,000円
前年所得400万円以下	4	57,100円
計	6	68,900円

平成18年度 合計 13件 262,200円

(6)

41. 手録印

国保税減免事由別適用件数及び金額

減免事由	減免適用件数	減 免 額	
		医療分	介護分
所得減少	19件	886,985円	130,020円
長期療養	2件	144,598円	27,115円
障害	1件	9,398円	1,343円
雇用保険	1件	1,578円	
計	23件	1,042,559円	158,478円

国保の減免一覧

平成19年度
対象者 3人

49 東浦町

内訳	合計	医 療				介 護			
		一般		退職		一般		退職	
		件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
	6	123,300	3	110,300	0	0	3	13,000	0
1号 生活保護	0	0							
2号 慢期入院	2	43,000	1	38,500		1	4,500		
3号 失業	4	80,300	2	71,800		2	8,500		
5号 火災	0	0							

平成19年度 国民健康保険税減免状況

50 南知多町

◇ 国民健康保険税 (国民健康保険税条例施行規則第5条)

減免条項	減免事由等	19年度	
		件数 (件)	減免額 (円)
1号	生活保護を受けることとなった者 (生活保護を受けることとなった日以後に納期の到来する納付額の全部)		
2号	合計所得が200万円以下で、前年所得と対比して1/2以下に減少すると認められる世帯 (世帯に係る所得割額の1/2以下に相当する額)		
3号	固定資産について町税条例第65条第1項により減免を受けた場合 (減免を受けた固定資産税額に係る資産割相当額を減免)	1	1,900
4号	給付制限を受けている者(服役等) (給付制限を受けている期間に係る税額)	3	74,100
5号	災害による損害が住宅又は家財の3/10以上で、世帯の前年合計所得が600万円以下である場合 (前年合計所得が300万円以下:所得割額の1/2、450万円以下:所得割額の1/4、450万円超:所得割額の1/8)		
6号	災害による損害が住宅又は家財の5/10以上で、世帯の前年合計所得が600万円以下である場合 (前年合計所得が300万円以下:所得割額の全部、450万円以下:所得割額の1/2、450万円超:所得割額の1/4)		
7号	前各号に掲げる以外で、町長が特に認める者 (町長が必要と認める額)		
計		4	76,000

南知多町 税務課 住民税係

51. 美濃町

⑥国保保険税減免事由別の適用件数・金額一覧

年度	理由	件数	金額(円)
2006		0	0
2007	火災被害	2	140,000

52. 三好町

平成19年度国民健康保険税減免実績

減免事由	件数	金額(円)
三好町国民健康保険税条例24条第1項第1号(災害)	1	337,800
三好町国民健康保険税条例24条第1項第2号(死亡、病気)	2	377,700
三好町国民健康保険税条例24条第1項第3号(事業の廃止、失業)	4	281,500
三好町国民健康保険税条例24条第1項第4号(農作物の不作)	0	0
三好町国民健康保険税条例24条第1項第5号(特別の事由)	0	0
合計	7	997,000